

新宿区暴力団排除条例の概要（24年12月1日施行）

新宿区では、区民の皆さんの安全で安心な生活を確保するため、「新宿区暴力団排除条例」を制定しました。

契約事務、区立施設の利用、生活保護の受給など、区の事務事業から暴力団を排除するとともに、警察等との連携を強化しながら、地域社会全体で暴力団排除を進めていきます。

基本理念

- 暴力団と交際しない
- 暴力団を恐れない
- 暴力団に金を出さない
- 暴力団を利用しない

区の責務

区は、区民の皆さん・事業者・警察等関係機関との連携を図りながら、暴力団排除活動に関する施策を推進します。

区が取り組むこと

- 公共工事、補助金等の交付、区の施設の利用、その他区の事務事業全般からの暴力団排除
- 生活保護からの暴力団排除（不正受給の防止）
- 暴力団排除活動の気運醸成のための広報啓発
- 区民の皆さんや事業者が行う暴力団排除活動に対する支援
- 青少年の教育・育成に携わるものに対する支援
- 区の施設や公共の場所で行われる行事等からの暴力団排除

区民・事業者の責務

区民の皆さんや事業者は、暴力団排除につながる情報を知ったときには、区や警察等にその情報を提供するとともに、区が実施する暴力団排除活動に関する施策に協力するよう努めます。

区民・事業者にとっていただきたいこと

- 債権回収や紛争解決等のために、暴力団員や暴力団を利用しないこと
- 暴力団関係者等に、金品など暴力団の利益につながるものを提供しないこと